

令和3年2月9日
保育部保育認定・調整課

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉施設の設備及び運営の基準（最低基準）については、児童福祉法の規定により、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

今般、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、児童福祉施設の最低基準に関する厚生労働省令（※）が改正されたため、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を、令和3年区議会第1回定例会に提案する。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）

2 主な改正内容

別紙1のとおり

3 改正案

別紙2新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

令和3年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月 令和3年第1回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
主な改正内容

1 障害児入所施設等（障害児入所施設及び児童発達支援センター）の一般原則関係

（1）感染症防止対策の強化（第 12 条第 3 項）

感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付けるものとする。

（2）非常災害対策の強化（第 20 条第 3 項から第 5 項）

非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）を義務付け、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

（3）業務継続に向けた取組の強化（第 20 条の 2）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものとする。

2 職員の配置の基準

（1）心理療法担当職員の資格要件の見直し（第 26 条第 5 項（準用する第 34 条第 2 項、第 54 条第 3 項、第 63 条第 10 項）、第 81 条第 3 項（準用する第 88 条第 3 項））

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設における心理療法担当職員について、大学院の研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者を含めるものとする。

（2）福祉型児童発達支援センターで医療的ケアを実施する場合の看護職員の配置（第 74 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項及び第 4 項）

医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、医療機関等との連携により、看護職員を訪問させて医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができるものとする。

3 その他規定の整備

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>改正 令和2年3月4日条例第14号 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>目次 第1章 総則（第1条—第20条の2） 第2章～附則（略） 第1章 総則 第1条～第11条（略） （衛生管理等） 第12条 1（略） 2 児童福祉施設（<u>障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。</u>）は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 3 <u>障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、その職員に周知徹底を図ること。</u> <u>（2）当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及び</u></p>	<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>改正 令和2年3月4日条例第14号 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>目次 s s 第1章 総則（第1条—第20条） 第2章～附則（略） 第1章 総則 第1条～第11条（略） （衛生管理等） 第12条 1（略） 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>まん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3)当該障害児入所施設等において、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、その清潔を保持することができるよう入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>第13条～第19条（略） （非常災害対策）</p> <p>第20条 児童福祉施設（<u>障害児入所施設等を除く。</u>）は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的にその職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p><u>5 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p>第20条の2 <u>障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期に業務の再開を図ることを目的とした計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、その清潔を保持することができるよう入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>第13条～第19条（略） （非常災害対策）</p> <p>第20条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>障害児入所施設等は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第26条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学をいう。以下同じ。)(短期大学を除く。)<u>若しくは大学院(同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。)</u>において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれらに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条～第32条 (略)</p> <p>第4章 母子生活支援施設</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第34条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2章 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第26条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学をいう。以下同じ。)(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条～第32条 (略)</p> <p>第4章 母子生活支援施設</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第34条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子に心理療法を行う場合(当該母子の合計数が10人以上である場合に限る。)は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合</p>

改正後	改正前
<p>3～4（略） 第35条～第40条（略） 第5章～第6章（略） 第7章 児童養護施設</p> <p>第53条（略） （職員）</p> <p>第54条 1～2（略） 3（略）</p> <p>4～5（略） 第55条（略） （児童指導員の資格）</p> <p>第56条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1）～（4）（略） （5） 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>（6）～（10）（略） 第57条～第61条（略） 第8章 福祉型障害児入所施設</p>	<p>において、心理療法担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p> <p>3～4（略） 第35条～第40条（略） 第5章～第6章（略） 第7章 児童養護施設</p> <p>第53条（略） （職員）</p> <p>第54条 1～2（略） 3 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p> <p>4～5（略） 第55条（略） （児童指導員の資格）</p> <p>第56条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 （1）～（4）（略） （5） 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院 <u>（同法第97条に規定する大学院をいう。以下この条及び第81条において同じ。）</u>への入学を認められた者</p> <p>（6）～（10）（略） 第57条～第61条（略） 第8章 福祉型障害児入所施設</p>

改正後	改正前
<p>第62条（略） （職員）</p>	<p>第62条（略） （職員）</p>
<p>第63条 1～9（略）</p>	<p>第63条 1～9（略）</p>
<p>10（略）</p>	<p>10 心理指導担当職員の資格については、第26条第5項の規定を準用する。</p>
<p>11（略）</p>	<p>11（略）</p>
<p>第64条～第69条（略） 第9章（略） 第10章 福祉型児童発達支援センター</p>	<p>第64条～第69条（略） 第9章（略） 第10章 福祉型児童発達支援センター</p>
<p>第73条（略） （職員）</p>	<p>第73条（略） （職員）</p>
<p>第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p>	<p>第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p>
<p>（1）～（6）（略）</p>	<p>（1）～（6）（略）</p>
<p>（7） 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第8項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p>	<p>（7） 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第7項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p>
<p><u>（8） 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</u></p>	<p><u>ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</u></p>	<p><u>ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合</u> 前項第4号の栄養士</p> <p>(2) <u>その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合</u> 前項第5号の調理員</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する場合</u> 前項第8号の看護職員</p> <p>ア <u>医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>イ <u>当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合</u></p> <p>ウ <u>当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</u></p> <p><u>3</u> 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>4</u> 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。 <u>こ</u></p>	<p>(1) <u>その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合</u> 前項第4号の栄養士</p> <p>(2) <u>その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合</u> 前項第5号の調理員</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する場合</u> 前項第8号の看護職員</p> <p>ア <u>医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>イ <u>当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合</u></p> <p>ウ <u>当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</u></p> <p><u>2</u> 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p><u>3</u> 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。 <u>た</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。</u></p>	<p><u>だし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</u></p>
<p>5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項<u>第1号から第7号まで</u>に掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>5 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項<u>各号</u>に掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>7 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>
<p>第75条～第76条（略）</p>	<p>第75条～第76条（略）</p>
<p>第11章（略）</p>	<p>第11章（略）</p>
<p>第12章 児童心理治療施設</p>	<p>第12章 児童心理治療施設</p>
<p>第80条（略）</p>	<p>第80条（略）</p>
<p>（職員）</p>	<p>（職員）</p>
<p>第81条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>第81条 児童心理治療施設は、次に掲げる職員を<u>規則で定める基準により</u>置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第9号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>（1）～（9）（略）</p>	<p>（1）～（9）（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>3 心理療法担当職員は、大学（<u>短期大学を除く。</u>）<u>若しくは大学院において</u>、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれらに相当する課程を卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4～5（略） 第82条～第86条（略） 第13章 児童自立支援施設 第87条（略） （職員） 第88条 1～2（略）</p> <p>3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、<u>第81条第3項</u>の規定を準用する。</p> <p>4～5（略） 第89条～第96条（略） 第14章～附則（略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</u> <u>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>3 心理療法担当職員は、大学<u>の学部で</u>、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4～5（略） 第82条～第86条（略） 第13章 児童自立支援施設 第87条（略） （職員） 第88条 1～2（略）</p> <p>3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、<u>第26条第5項</u>の規定を準用する。</p> <p>4～5（略） 第89条～第96条（略） 第14章～附則（略）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="143 173 719 209"><u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p data-bbox="125 220 1120 432">3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p>	